

## 鷗友学園追分山荘別館使用要領

- 1 この要領は鷗友学園関係者（以下「関係者」という。）が研修・厚生等の目的で鷗友学園追分山荘別館（以下「別館」という。）を利用する際の使用対象者、使用方法、使用申込方法等について定めることを目的とする。

別館の利用に当たって使用者は「慈愛と誠実と創造」の精神をもって利用しこの要領の定めを遵守するものとする。
- 2 関係者とは次に掲げる者をいう。
  - (1) 鷗友学園教職員
  - (2) 鷗友学園旧教職員
  - (3) 鷗友学園維持会会員
  - (4) ゆきわ会会員、専鷗会会員等の鷗友学園卒業生
  - (5) 親鷗会会員
  - (6) 合同会社鷗友職員
  - (7) その他鷗友学園が認める者
- 3 使用期間等について
  - (1) 山荘の使用期間は、7月1日から10月15日までとする。
  - (2) 宿泊可能日数は年間通算して4泊までとし、1回の継続使用期間は2泊以内とする。ただし7月20日から8月31日までは、複数回の使用はできない。
- 4 この要領により山荘を使用できる者は、関係者とその家族、友人等とし、使用人数は原則として6人以内とする。
- 5 使用できる施設は、原則として別館全室とする。
- 6 宿泊時の施設内の生活はすべて使用者が準備から片づけまでを行い、その際炊飯器、食器、調理器具、冷蔵庫、寝具、掃除道具等の山荘備え付けの器具類を使用することができる。
- 7 使用者は到着時に宿泊者名簿に宿泊者全員の住所、氏名、連絡先等を記入すること。
- 8 使用者は、使用実費として使用料を一人1泊中学生以上2,000円、小学生1,000円を別館到着時に山荘管理人に納めること。なお、未就学児は無料とする。
- 9 使用時間は到着日の午後2時から退出日の午前11時までとする。到着及び退出に当たっては事前に山荘管理人にその時間を連絡すること。
- 10 使用中の施設の管理は使用者の責任とし火気、盗難に十分注意するとともに、山荘管理人に不必要な負担をかけないように留意すること。

- 11 使用者は別に定める利用案内に従い利用すること。
- 12 退出に際しては、使用した施設及び使用した備え付けの器具類を原状に復するとともに、使用済みのシーツ、枕カバー等はまとめて所定の位置に置くこと。
- 13 申込方法等について
  - (1) 申込の受付は、毎年6月1日(休日の場合は翌日)からとする。
  - (2) 申し込については、関係者は鷗友学園業務センター(以下「業務センターという。」)に電話で申込むこと(電話番号 03-5426-2224)。その際申込者の住所、氏名、連絡先、鷗友学園との関係とともに宿泊者の氏名について申告すること。
  - (3) 申込内容に変更がある場合は直ちに業務センターに連絡すること。
  - (4) 利用の受付状況については、合同会社ホームページで確認できるが、詳細については業務センターに問い合わせること。

#### 附 則

- (1) この要領は平成28年4月1日から施行する。
- (2) この要領の施行に伴い鷗友学園教職員鷗友山荘使用要領は廃止する。

以上